

事業計画の見直し案について

○事業計画における「提供体制（供給量）の確保の確保に当たっての考え方」については、以下の見直し案のとおり修正することとしたい。

現行	見直し案	考え方
提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方 「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者によりいつ・どれだけ提供されるかに関する見込み量のことをいいますが、その確保に当たっては以下の内容を基本的な考え方とします。 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の供給量の確保に共通する考え方 新規整備の抑制 主たる保育サービスの利用者である就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により<u>供給量を確保できない場合に限り新たに施設・事業を整備して供給量を確保していきます。</u> ① 既存施設の活用 可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保する。 ② 区間調整 供給量＞ニーズ量となっている行政区の供給量（余った供給量）を、ニーズ量＞供給量となっている行政区に充当する。	提供体制（供給量）の確保に当たっての考え方 「提供体制（供給量）」とは、特定の保育サービスが施設・事業者によりいつ・どれだけ提供されるかに関する見込み量のことをいいますが、その確保に当たっては以下の内容を基本的な考え方とします。 「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の供給量の確保に共通する考え方 新規整備の抑制 主たる保育サービスの利用者である就学前の子どもが減少していく見込みであることや既に事業を実施している事業者を活用することにより質の高い保育サービスを提供することができること等を踏まえ、以下の方法により供給量を確保していきます。 ① 既存施設の活用 可能な限り既存施設・事業者を活用して供給量を確保する。 ② 区間調整 供給量＞ニーズ量となっている行政区の供給量の一部について、それぞれの保育サービスの利用実態を考慮し適切な範囲において、ニーズ量＞供給量となっている行政区に充当することとする。	1：「供給量の確保策」の中で説明することで文言整理 2：行政区をまたいだ利用実態を踏まえながら、区間調整を適切に運用すること明文化することとしたい。
「教育・保育」の供給量の確保に関する考え方 目標年度 平成 30 年 4 月 1 日までに供給量≧ニーズ量とする。 ※「<u>待機児童解消加速化プラン（平成 25 年 4 月 19 日内閣総理大臣公表）</u>」を踏まえたもの。	「教育・保育」の供給量の確保に関する考え方 目標年度 <u>平成 31 年度末までの供給量の拡大により、平成 32 年 4 月 1 日に供給量≧ニーズ量とする。</u> ※「<u>子育て安心プラン（平成 29 年 6 月内閣総理大臣公表）</u>」を踏まえたもの。	3：「子育て安心プラン」に基づき、平成 31 年度末までの拡大供給量を定めることとしたい。
	供給量の確保策 <u>供給量の確保に当たっては、新規整備を抑制し、既存の認</u>	4：国の通知を踏まえた認可・確認部会の決定(平成 29 年 4 月 27 日開催)に基づき、「企

	<u>可施設・事業者を最大限に活用することを目的に、下記「供給量の確保の優先順位」に基づく取組を進めるとともに、国の基本指針に基づき企業主導型保育事業（定員のうち地域枠相当部分に限る。）や幼稚園における一時預かり事業についても計画上の供給量として計上する。</u>	業主導型保育事業」及び「幼稚園における一時預かり事業」を計画上の供給確保策に位置付けた。
供給量の確保の優先順位 <u>1号～3号の供給量が不足する場合にあっては、原則として以下の順序により供給量の確保方策とする。</u> <u>ただし、3号に対する供給量のみが不足する場合にあっては⑤以下を供給量の確保方策とする（この場合には、①～④は原則として供給量の確保方策としない。）。</u> ① <u>既存幼稚園・保育所からの認定こども園への移行</u> ※ <u>経営の安定性や保育の質の確保（保護者の就労状況にかかわらず児童が利用でき、一貫した教育・保育の提供が保障されているなど）という観点から幼保連携型認定こども園を最優先とする。</u> ※ <u>既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行するために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じるため、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定める。</u> ② <u>既存保育所の増築等による定員増</u> ③ <u>既存認可外保育施設等（既存の認可外保育施設、事業所内保育所、平成 26 年度までに市委託事業として事業開始した保育ママ、小規模保育事業等をいう。以下同じ。）からの認可保育所への移行</u> ④ <u>幼保連携型認定こども園または保育所の新規整備</u> ⑤ <u>既存認可外保育施設等からの地域型保育事業（居宅訪問</u>	供給量の確保の優先順位 <u>教育・保育の供給量については、原則として以下の順序により供給量の確保方策とする。</u> <u>＜教育（1号・2号学校教育利用希望）の供給確保策＞</u> ① <u>既存幼稚園から認定こども園への移行</u> ② <u>既存幼稚園における一時預かり事業</u> ※ <u>本計画においては1号の供給量は不足しない見込みであることから既存認可保育所からの認定こども園への移行によるものを除き、1号のみの供給量確保を目的とした整備は行わない。</u> <u>＜保育（2号学校教育利用希望以外・3号）の供給確保策＞</u> ① <u>既存幼稚園から認定こども園への移行</u> ② <u>既存認定こども園・認可保育所・地域型保育事業の増築等による定員増</u> ③ <u>既存認可外保育施設から認定こども園・認可保育所・地域型保育事業への移行</u> ④ <u>企業主導型保育事業</u> ⑤ <u>認定こども園・認可保育所・地域型保育事業の新規整備</u>	5：「教育」「保育」のそれぞれのニーズに対する確保策を明確化した記載としたい。 6：14 に移動し文言整理 7：供給量の確保に関する共通の考え方である「既存施設の活用」を踏まえた供給確保策の順序とし、認可・確認部会の決定（平成 29 年 4 月 27 日開催）に基づき、幼稚園からの認定こども園化を最優先の確保策とした。 8：12 に移動し文言整理 9：18 から移動し文言整理 10：13 に移動し文言整理 11：供給量の確保に関する共通の考え方である「既存施設の活用」を踏まえた供給確保策の順序とし、認可・確認部会の決定（平成 29 年 4 月 27 日開催）に基づき、幼稚園からの認定こども園化を最優先の確保策とした。

<u>型保育事業を除く。）への移行</u> ⑥ <u>地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）の新規整備</u> ⑦ <u>地方裁量型認定こども園の新規整備</u>	※ <u>認定こども園については、4 類型のうち保育の質の確保等の観点から幼保連携型認定こども園を最優先とし、一貫した教育・保育の提供を保障するため、幼保連携型認定こども園の場合は原則として 1 ～ 3 号の定員を設けることとする。</u> <u>また、既存の幼稚園及び認可保育所が認定こども園に移行するために必要な範囲で需給調整の特例措置を講じることとし、需給計画に「認定こども園特例枠」として所要の上乗せ量を定める。</u> ※ <u>3 号に対する供給量のみが不足する場合にあって、卒園後の受け皿としての連携施設が確実に確保できるなど、卒園児が引き続き保育等を受ける環境が整っていると認められる場合には、地域型保育事業を供給量の確保方策とする。</u> ※ <u>地域型保育事業のうち小規模保育事業については、保育の質の確保（保育従事者に占める保育士の割合に関する基準）の観点から原則として A 型を確保方策とする。</u> ※ <u>地域型保育事業のうち事業所内保育事業については、企業が主に従業員の福利厚生のために設置するものであり、地域の保育ニーズのみを踏まえて設置の可否を判断するものではないことから、優先順位に位置付けることをせず、個別に設置の判断を行う。ただし、地域枠の定員については、条例等に定める定員数を目安に事業規模に応じた適正な数とする。</u>	12：8 から移動し文言整理 認定こども園のうち、幼保連携型認定こども園を最優先とし、教育・保育を必要とする全ての就学前児童が在園できるよう 1 ～ 3 号の定員設定を原則としたい。 13：10 から移動し文言整理 14：6 から移動し文言整理 認可・確認部会の決定（平成 29 年 4 月 27 日開催）に基づき、地域型保育事業については、連携施設や入所調整等の状況を踏まえながら整備を行うこととしたい。 15：小規模保育事業においては、保育従事者全員が保育士である A 型を原則としたい。 16：札幌市子ども・子育て会議決定（平成 28 年 1 月 25 日開催）に基づく修正 17：20 に移動し文言整理 18：9 に移動し文言整理
---	---	--

<u>によるものを除き、1 号の供給量を確保するための幼稚園等の新たな施設整備は行わない。</u> <u>また、居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1 対1 で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から少なくとも今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）。</u>	※ <u>地域型保育事業のうち居宅訪問型保育事業については、保育の質の確保（保育従事者と子どもが1 対1 で保育されるという事業の性質上、保育状況の客観的な把握・検証が困難であること）の観点等から少なくとも今回の事業計画期間内においては実施しない（認可しない）。</u> ※ 地域型保育事業（居宅訪問型保育事業を除く。）については原則として連携施設（保育内容の支援、代替保育の提供及び卒園後の受け皿となる施設をいう。）を確保する義務があることから、連携施設となる認定こども園、幼稚園及び認可保育所との連携が円滑に行えるように必要に応じて札幌市が適切な調整等を行うこととする。	19：文言整理 20：17 から移動し文言整理
	<u>供給量の確保に向けた環境整備</u> <u>保育の受け皿の拡大に伴い、保育現場の担い手となる保育士等が不足し、各園において保育士の確保が困難となっている状況を踏まえ、保育士の人材確保及び資質の向上に向けた取組を進めることにより、今後の保育の供給量の確保に向けた環境を整備する。</u>	21：保育士確保に関する取組を事業計画内に明確化したい。